

## 平成26年第2回川本町議会臨時会会議録

(第1日目) 平成26年4月25日 午後2時00分開議

|            |   |
|------------|---|
| 議 長        | <p>定刻となりましたので、ただいまより本会議を開きます。</p> <p>本日、第2回臨時会が招集されましたところ、ご多忙の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>ただいまの出席議員数は、8名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。</p>   |
| 々          | <p>これより、平成26年第2回川本町議会臨時会を開会致します。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございます。</p>   |
| 々          | <p>日程第1、「会議録署名議員の指名」を行ないます。</p> <p>本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長におきまして、5番飯田議員、6番青木議員を指名致します。</p>  |
| 々          | <p>日程第2、「会期の決定」の件を議題と致します。</p> <p>本臨時会の会期は、本日1日限りと思いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定致しました。</p>  |
| 々          | <p>日程第3、「町長あいさつ」を行います。番外三宅町長。</p>   |
| 番外<br>三宅町長 | <p>一言ご挨拶を申し上げます。たいへん陽気も良くなりまして農作業等、たいへんお忙しい中、平成26年第2回町議会臨時会を招集致しましたところ、議員の皆様には万障お繰り合わせの上ご出席を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>26年度もスタート致しまして、諸々の新年度の行事に議員の皆様にもご出席ご協力をいただいておりますと厚くお礼申し上げます。昨日は消防団の祈願祭を執り行いました。本町の無災害と昼夜を問わず、町民の安全・安心な生活を守っていただいております消防団員の安全をお祈りしたところでございます。又、国賓として来日されていますオバマ大統領との首脳会談の行方を固唾を呑んで見守っていましたが、日本農業の将来が係っておりますT</p> |

番外  
三宅町長 P Pを巡る交渉は、本日、発表されました共同声明では前進の為の道筋を確認したと、こういう表現になっております。今後も国会決議を踏まえ、日本農業を守る覚悟で臨んでいただきたいと思います。本日、ご提案申し上げます案件は、条例案件2件でございます。よろしくご審議をいただきまして、ご認定いただきますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

議 長 以上で、「町長あいさつ」を終わります。

々 それでは、執行部から、議案の提案理由の説明を求めますが、今議会におきましては、事務局長並びに提案者からの議案書の朗読は省略致します。

々 日程第4、「議案第57号、専決処分の承認を求めることについて《川本町税条例の一部を改正する条例の制定について》」を議題と致します。

々 執行部より、提案理由の説明を求めます。  
番外鉾町民生活課長。

番外鉾町民  
生活課長 失礼します。それでは「議案第57号」について、ご説明申し上げます。  
この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたもので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

専決処分事項は「川本町税条例の一部を改正する条例の制定について」。

専決処分年月日は、平成26年3月31日です。

それでは、専決第2号「川本町税条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明申し上げます。20ページをお開き下さい。

専決処分の理由と致しまして、地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）、地方税法施行例の一部を改正する政令（平成26年政令第132号）でございます。及び地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税施行規則の一部を改正する省令（平成26年総務省令第34号）が平成26年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることとされたことに伴い、川本徴税条例の一部を改正し、平成26年4月1日から施行させることとされたことに伴い、川本町税条例の一部を改正し、平成26年4月1日から施行させる必要があった為でございます。

それでは、改正の概要に付きまして、まず最初に町民税でございます。法人税割の税率の改正でございます。これは地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資

番外鉦町民  
生活課長

化とするものでございます。これは平成26年10月1日以後に事業年度が開始する事業年度から適用するものでございます。この□（四角）の中で、都道府県分と市町村分がでございます。それぞれ引き下げられております。その引き下げ分が合わせて4.4%、都道府県分が1.8%、それから市町村分が2.6%、合計で4.4%の引き下げとなっております。この引き下げ相当分を地方法人税という形で、これは国税になりまして国が賦課徴収するという形になります。その結果、法人税というものを税率を4.4%、この引き下げ分に合わせた形の税率4.4%が税率という形になります。その4.4%税収の全額を交付税の特別会計に直接繰り入れまして、地方交付税の原資化として各自治体の方に地方交付税と行き渡るものでございます。

それから次、個人町民税の課税の特例の適用期限の延長でございます。これは肉用牛の売却による事業所得の課税の特例、これは3年間延長でございます。それから有料住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例でございます。

それから次に、2番目の固定資産税でございますが、これは耐震改修促進法の改正に伴うものでございまして、それに伴い耐震改修促進のための支援策でございます。これは平成26年4月1日から平成29年3月31日まで耐震改修が行われた家屋に対する減額措置2分の1でございますが、創設をするものでございます。

それから次、3番目に軽自動車税でございますが、税率の見直しとしまして、平成27年度分から約1.5倍に軽自動車税が引き上げられます。それからこれは原付、軽二輪及び小型二輪でございます。これで1.5倍に引き上げでございますが、最低は2,000円という事になりました。それでこの表のように現行から改正案のようなおりに税率が変わる予定でございます。

それから次、軽自動車でございますが、これは平成27年度分から、自家用自動車は1.5倍、その他の区分の車両は1.25倍に引き上げという事になります。それから2番目としまして、平成28年度分から、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪等について、税率の概ね20%の重課を導入する事となります。これもこの表のとおりでございます。税率が現行から改正案、それからいちばん右に②とありますが、重課税率が平成28年度分から新規検査から13年を経過した軽四輪等について係るものでございます。その次のページが軽自動車税の税負担の変化でございます。自家用・乗用の例でございます。

以上、ご審議のうえご承認のほど、よろしくお願い致します。

議 長 以上で提案理由の説明を終わります。  
これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
ありませんか。はい、2番石川議員。

2番 固定資産税のところ耐震改修が行われた家屋に対する減額措置という事  
石川議員 がありますけれども、この耐震改修の規定とか、そういうものがある訳です  
か。どこかで承認を得なくちゃいけないとか、その辺がありましたらお願い  
致します。

議 長 番外鉾町民生活課長。

番外鉾町民 これはいわゆる一般住宅ではございません。不特定多数の者が利用する大  
生活課長 規模建築物、また避難確保場、特に配慮を要する者が利用する大規模建築物。  
それから一定以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等でございます。それ  
で面積的にも非常に例えば不特定多数の者が利用する大規模建築物と言いま  
すと、病院とか或いは旅館・ホテルとか体育館とか、そういった床面積が5,  
000㎡以上、それから階数が3階以上とか、そういった規定がございます。  
あと避難所を確保場を特に配慮するという建物につきましては、老人ホーム、  
これは2階以上で5,000㎡。それから小学校・中学校、これも2階以上  
で3,000㎡。幼稚園・保育所が、これが2階以上で1,500㎡という  
ようなものでございますので、一般的なものとは若干違います、大変申し訳  
ございませんという事でございます。

議 長 よろしいですか。  
(「はい」の声あり)  
他にございますか。  
無いようでございますので、質疑を終結致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより採決に入ります。  
この採決は「挙手」により行います。  
「議案第57号、専決処分の承認を求めることについて《川本町税条例の一  
部を改正する条例の制定について》」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。

議 長 挙手「全員」であります。  
よって、「議案第57号」は原案のとおり「決」せられました。

々 次に、日程第5、「議案第58号、専決処分の承認を求めることについて  
《川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について》」の件  
を議題と致します。

々 執行部より、提案理由の説明を求めます。  
番外鉾町民生活課長。

番外鉾町民 失礼します。それでは「議案第58号」について、ご説明申し上げます。  
生活課長 この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をした  
もので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。  
専決処分事項は、「川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制  
定について」。専決処分年月日は、平成26年3月31日でございます。  
それでは、専決第3号「川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
の制定について」、ご説明申し上げます。3ページと4ページをお開きいた  
だきたいと思えます。  
それでは、3ページでございますが、専決処分の理由でございます。  
地方税法の等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）、地方税法  
施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第132号）及び地方税法施  
行規則及び航空機燃料譲与税施行規則の一部を改正する省令（平成26年総  
務省令第34号）が平成26年3月31日にそれぞれ公布され、原則として  
同年4月1日から施行されることとされたことに伴い、  
川本町国民健康保険税条例の一部を改正し、平成26年4月1日から施行さ  
せる必要があった為でございます。  
改正の概要と致しまして、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に  
係る課税限度額を14万円から16万円に。それから介護納付金課税額に係  
る課税限度額を12万円から14万円に引き上げるものでございます。  
また、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大する為、国民健  
康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上  
げ等を行うものでございます。こうした形です、これは中間所得層の被  
保険者の負担に配慮した保険税の見直しでございます。それで4ページの表  
をお開き下さい。改正内容と致しまして、現行と改正後がでございます。現行  
でいきますと5割軽減基準額でございますが、これが基礎控除額33万円プラス  
+ 2万4千5百円かける × ( )かっこ で世帯主を除く被保険者数という事に現行はなっ

番外鉦町民生活課長 | ておりますが、これは改正案では、被保険者数という事で、世帯主も含めた形でございます。それから2割軽減でございますが、これは基礎控除額が33万円<sup>プラス</sup>35万円の額でございましたが、これを改正後は35万円を45万円に引き上げるというものでございます。以上、ご審議のほどご承認のほど、よろしくお願い致します。

議 長 | 以上で提案理由の説明を終わります。

々 | これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
2番石川議員。

2番石川議員 | 専決処分の理由の中で、航空機燃料譲与税施行規則というのがありますけれども、これがどういうふうに関わってくるのですか。これの一部を改正する省令が平成26年3月31日に公布され云々書いてありますね、されたことに伴いというふうになっておりますけれども、この航空機燃料譲与税施行規則、これがどういうふうな関わりになるんですかね。

議 長 | 番外鉦町民生活課長。

番外鉦町民生活課長 | 大変すみません。ちょっとその辺の資料をちょっと持ち合わせておりません。大変申し訳ございません。この後で調べて答弁させていただきます。すみません。

議 長 | 他にありますか。  
無いようでございますので、質疑を終結致します。

々 | これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 | これより採決に入ります。  
この採決は「挙手」により行います。  
「議案第58号、専決処分の承認を求めることについて《川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について》」について賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
挙手「全員」であります。

議 長 よって、「議案第58号」は原案のとおり「決」せられました。

々 私事でございますが、本日、議長の辞職願を提出致しました。4年間の議長在任中、皆様方のご協力のもと、大過なく、その職責を果たし得ましたことに厚くお礼を申し上げます。

今後は、一議員として残りの2年の任期を本町の発展と住民福祉の向上に献身する所存でございますので、変わらぬご指導ご協力をお願いを致しまして退任のご挨拶と致します。ありがとうございました。

々 それではここで、暫時休憩を致します。 (午後2時23分)

々 執行部の皆さんは退席のほど、お願い致します。

(執行部議場席より全員退席)

議 長 それでは、ここで議長席を副議長と交代致します。

(議長交代：9番大畑議長より「辞職願」提出により、5番飯田副議長が議長席に座り、議長を務める。大畑議長は9番の自席に座る)

副議長 それでは会議を再開します。 (午後2時25分)

9番議員、大畑議長から「辞職願」が提出されておりますので、私が議事進行をさせていただきます。

々 お諮り致します。この際、「議長辞職について」を日程に追加して、直ちに議題とする事に、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、この際、「議長辞職について」を日程に追加をして、直ちに議題と致します。地方自治法第117条の規定により、大畑議長の退席を求めます。

(9番大畑議長、自席より退席)

副議長 ここで、「辞職願い」を事務局長に朗読させます。

宇山議会事務局長 平成26年4月25日。川本町議会副議長 飯田 武則 殿。  
川本町議会議長 大畑 茂久。

宇山議会事務局長 辞職願。このたび、議会の申し合わせにより議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。  
以上でございます。

副議長 以上のおおりでございます。  
お諮り致します。大畑議長の「辞職願」を許可する事について、ご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）  
異議なしと認めます。よって大畑議長の辞職を許可する事に決定を致しました。それでは退席されている大畑議長の出席を求めます。  
（9番大畑議長の入場・自席へ着座）

副議長 それでは、9番大畑議長にお知らせを致します。提出されておりました辞職願は許可されましたので、お知らせを致します。

々 ただいま議長が欠員となりました。

々 お諮り致します。この際「議長の選挙」を日程に追加して、選挙を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）  
異議なしと認めます。よってそのように決定致しました。

々 これより、「議長の選挙」を行います。  
それではここで、暫時休憩を致します。 （午後2時28分）  
  
（議員控え室にて議長選挙について選挙の方法等を協議）

副議長 それでは会議を再開します。 （午後2時37分）  
お諮り致します。選挙の方法は投票により行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）  
異議なしと認めます。よってそのように決定を致しました。  
議場を閉鎖致します。  
（事務局長、議場を閉鎖する）

々 ただいまの出席議員は8名であります。



副議長 次に立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に1番高良議員、2番石川議員を指名します。投票用紙を配ります。  
(事務局長、投票用紙を配布する)

々 念のために申し上げます。投票は単記無記名で行います。白票は無効と致します。投票用紙の配布漏れはありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
配布漏れなし、と認めます。投票箱を改めます。  
(事務局長、投票箱を開いて全員に示す)

々 「異常なし」と認めます。  
ただいまから投票を行います。  
事務局長が、議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

宇山議会事務局長 それでは点呼します。  
1番高良議員、2番石川議員、3番植田議員、4番片岡議員、6番青木議員、8番圓山議員、9番大畑議員、5番飯田議員。

副議長 投票漏れはありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
「投票漏れなし」と認めます。投票を終わります。  
開票を行います。1番高良議員、2番石川議員は開票の立ち会いをお願い致します。  
( 開 票 作 業 ・ ・ ・ 演 台 で 開 票 す る )

副議長 選挙の結果を報告致します。  
投票総数8票、そのうち、有効投票6票、無効投票2票。  
有効投票のうち、植田議員、4票。片岡議員、2票。  
以上のとおりであります。  
この選挙の法定得票数は2票でありますので、投票の結果、植田議員が議長に当選をされましたので会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知を致します。議場の閉鎖を解きます。  
(事務局長、議場の閉鎖を解く)

々 これより、新議長当選承諾並びに挨拶をお願いします。3番植田議員。

3 番  
植田議員

この場で宜しゅうございますか。  
〔「はい」の声あり〕

ただいまの選挙により議長に当選させていただきました。光栄に思う気持ちと共に大変大きな責任を感じております。この仕事は、議員各位の協力なしには、とてもやっていく事は出来ません。今後は議会運営に心を配り町民の福祉向上のため、また、町政発展のため微力ではございますが、全力であたる決意でございます。どうもありがとうございました。

副議長

植田議長には、議長席にお着き願います。

(植田新議長、議長席に着座。飯田副議長、自席に着座。)

議 長

それではここで、暫時休憩を致します。 (午後 2 時 5 2 分)

々

それでは会議を再開致します。 (午後 2 時 5 3 分)

々

お諮り致します。議席の一部変更について、議長の交代に伴いまして、議席の変更がございましたので、会議規則第 3 条第 3 項の規定によって、新たに議席を変更させていただきます。

3 番片岡議員、4 番飯田議員、5 番大畑議員、7 番圓山議員、8 番植田議員、以上のように変更させていただきます。移動をお願い致します。

( 新 議 席 へ 移 動 )

々

先ほど 4 番議員、飯田副議長さんから辞職願が提出されました。お諮り致します。「副議長の辞職について」を日程に追加して、直ちに議題とする事にご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

よって、この際「副議長辞職について」を日程に追加して、直ちに議題と致します。地方自治法第 1 1 7 条の規定により、飯田副議長の退席を求めます。

( 4 番飯田副議長、自席より退席 )

々

この際、この辞職願を事務局長に朗読させます。

宇山議会事  
務局長

平成26年4月25日。川本町議会議長 植田 昌平 殿。  
川本町議会副議長 飯田 武則。  
辞職願。このたび、議会の申し合わせにより副議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。  
以上でございます。

議 長

以上、お聞きのとおりでございます。  
お諮り致します。飯田副議長の辞職願を許可することについて、ご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）  
異議なしと認めます。よって飯田副議長の辞職を許可する事に決定致しました。退席されている飯田副議長の出席を求めます。  
（4番飯田副議長の入場・自席へ着座）

々

4番飯田副議長にお知らせ致します。  
提出されました辞職願は許可されましたのでお知らせ致します。

々

ただいま副議長が欠員となりました。  
お諮り致します。この際「副議長の選挙」を日程に追加して、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）  
異議なしと認めます。よってそのように決定致しました。

々

これより、「副議長の選挙」を行います。  
それではここで、暫時休憩を致します。 （午後2時59分）

（議員控え室にて副議長選挙について選挙の方法等を協議）

議 長

それでは会議を再開します。 （午後3時03分）  
お諮り致します。選挙の方法は投票により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）  
異議なしと認めます。よってそのように決定を致しました。  
議場を閉鎖致します。  
（事務局長、議場を閉鎖する）

- 議 長 ただいまの出席議員は8名であります。  
次に立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に3番片岡議員、4番飯田議員を指名します。投票用紙を配ります。  
(事務局長、投票用紙を配布する)
- 々 念のために申し上げます。投票は単記無記名で行います。白票は無効と致します。投票用紙の配布漏れはございませんか。  
(「ありません」の声あり)  
配布漏れなし、と認めます。投票箱を改めます。  
(事務局長、投票箱を開いて全員に示す)
- 々 「異常なし」と認めます。  
ただいまから投票を行います。  
事務局長が、議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。
- 宇山議会事務局 それでは点呼します。  
1番高良議員、2番石川議員、3番片岡議員、4番飯田議員、5番大畑議員、6番青木議員、7番圓山議員、8番植田議員。
- 議 長 投票漏れはありますか。  
(「ありません」の声あり)  
「投票漏れなし」と認めます。投票を終わります。  
開票を行います。3番片岡議員、4番飯田議員は開票の立ち会いをお願い致します。  
( 開 票 作 業 ・ ・ ・ 演 台 で 開 票 す る )
- 議 長 選挙の結果を報告致します。  
投票総数8票、うち、有効投票3票、無効投票5票。  
以上のおおりであります。  
この選挙の法定得票数は2票でありますので、投票の結果、圓山議員が副議長に当選されましたので会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知を致します。議場の閉鎖を解きます。  
(事務局長、議場の閉鎖を解く)
- 々 これより、新副議長当選承諾並びに挨拶をお願いします。7番圓山議員。

7番 圓山議員 ありがとうございます。予想通りの支持をいただきまして、副議長の職を全うさせていただきます。よろしくお願いを致します。

議 長 ここで、暫時休憩を致します。 (午後3時15分)

々 会議を再開致します。 (午後3時25分)  
ここで、1点訂正させていただきます。先ほどの副議長の選挙において、法定得票数は2票と申し上げましたが、有効投票数は3票でありましたので、法定得票数は1票となります。法定得票数が訂正されても、圓山議員の当選に変更はありません。以上、訂正させていただきます。

々 この際、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の全員について、任期が控えておりますので、各委員会の委員の選任について一括して日程に追加して、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よってそのように決定しました。

「常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会各委員会の選任について」を一括議題と致します。

々 それではここで、暫時休憩を致します。 (午後3時27分)

(常任委員会・議会運営委員会・特別委員会の正副委員長と各委員の所属を議員控え室で協議～各種委員会の選任結果報告書を作成・配布)

議 長 それでは会議を再開します。 (午後4時01分)

々 川本町議会委員会条例第5条第1項の規定により、お手元に配布致しました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よってそのように決定しました。

各委員会における、正副委員長の互選の結果について報告致します。

々 それでは、議長において報告を受けておりますので報告致します。  
総務教民常任委員会委員長、石川 達也議員、副委員長、青木 和昭議員。  
産建町民常任委員会委員長、高良 敏幸議員、副委員長、飯田 武則議員。  
以上のとおりであります。これを認めることにご異議ございませんか。

議長

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よってそのように決定致しました。

川本町議会委員会条例第5条第1項の規定により、お手元に配布致しました名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よってそのように決しました。

々

それでは続いて、議会運営委員会に於ける正副委員長の互選の結果について報告致します。

々

それでは、議長において報告を受けておりますので報告致します。

議会運営委員会委員長、大畑 茂久議員、副委員長、飯田 武則議員。

委員につきましては、石川 達也議員、高良 敏幸議員。

以上のとおりであります。これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よってそのように決しました。

議会運営委員会における、正副委員長並びに委員が決定しました。

々

お諮り致します。

邑智郡総合事務組合外2件の一部事務組合の組合議会議員の選出並びに広報発行対策調査特別委員会、江の川水防対策調査特別委員会、活性化対策特別委員会の委員選任について、一括して日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

々

これまで、あらかじめ皆様方にご相談申し上げ、ご了解を得ましたとおり、ただいま配布致しましたように、広報発行対策調査特別委員会、江の川水防対策調査特別委員会、活性化対策特別委員会、それぞれ3委員会ともお手元に配布しておりますとおり、委員さんのご就任並びに委員長及び副委員長をそれぞれお決め頂きましたので、川本町議会委員会条例第5条第1項の規定により、お手元に配布しました名簿のとおり、指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、そのように決定致しました。

議 長

お諮り致します。

これまで組合議会議員の選出につきましては、お手元の配布によります組合議会議員一覧表のとおり、あて職にしております。

今回の選出につきましても、そのように致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、そのように決定致しました。

々

お諮り致します。

それぞれの所管の常任委員会の委員長並びに特別委員会の委員長さんより、更に審査を必要とするため、閉会中の継続審査の申し出がありました。

この申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、そのように決定致しました。

々

以上で、本日の議事日程は、すべて終了致しました。

これをもって、平成26年第2回川本町議会臨時会を閉会致します。

ありがとうございました。

(午後4時07分)

この会議録は、川本町議会事務局長 宇山 廣 繁 が記載したもので、その内容に

おいて、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員